

# 平成24年度労働基準行政の重点対策

埼玉労働局労働基準部

厳しい雇用情勢が続く中で、法定労働条件の遵守徹底と労働条件の向上・労働環境の改善に向け、労働条件の確保・改善対策、最低賃金対策、職場における安全と健康の確保対策及び迅速・適正な労災補償などを積極的に推進します。

## 労働条件の確保・改善のために

### 申告等の迅速・的確な対応

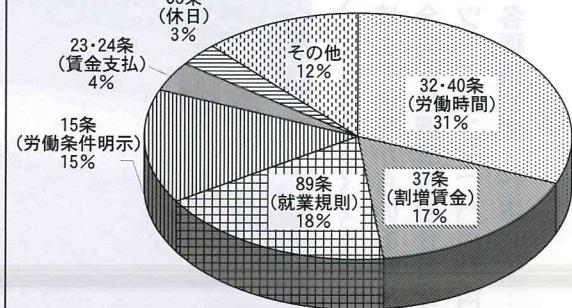
- 労働基準関係法令上の問題が認められる賃金不払、解雇等に係る労働者等からの申告・相談、また、倒産により賃金が支払われないまま退職した労働者への未払賃金立替払について、迅速・的確に対応します。



### 法定労働条件の履行確保

- 監督指導における主要な労働基準法違反の状況は、労働時間が全体の3分の1を占め、次いで割増賃金、就業規則、労働条件明示となっています。このため、労働者からの投書や相談などにより把握した労働条件に問題のある事業場等に対し、法定労働条件の履行確保に向け労働時間管理の適正化、長時間労働の抑制、賃金不払残業の解消等について、監督指導等により是正改善の徹底を図ります。

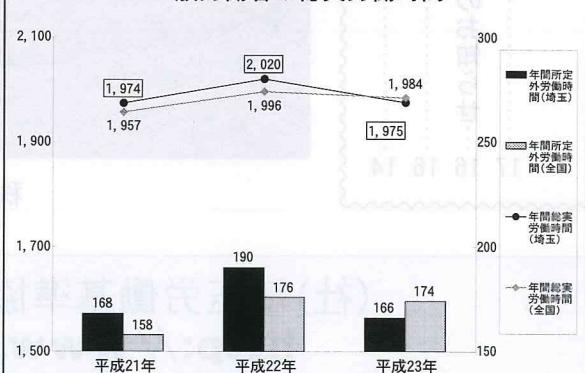
主要な労働基準法違反内容の割合  
(平成23年労働条件の履行確保を主眼とした定期監督等の結果)



### 適正な労働条件の整備

- 働き方、休み方の見直しを進めるため、コンサルタントの助言・援助等や、労働時間等の設定改善に取り組む中小企業に対する助成、労働時間等見直しガイドラインの周知等によって、長時間労働の抑制及び年次有給休暇の取得促進を図ります。

一般労働者の総実労働時間



## 最低賃金等の履行確保のために

### 必ずチェック最低賃金！使用者も労働者も

■ 埼玉県内の事業場で働く全ての労働者に適用される「埼玉県最低賃金」、及び特定の産業で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」の履行を確保するため、あらゆる機会を通じ周知に努め、また効果的な監督指導を実施します。

種類		時間額(円)	発効日
特定 最低賃金	埼玉県最低賃金	759	23.10.1
	非鉄金属製造業	824	
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	828	
	輸送用機械器具製造業	837	23.12.8
	光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	836	
	各種商品小売業	796	
	自動車小売業	837	

■ 最低賃金の引上げにより大きな影響を受ける中小企業事業主の皆さんのために、経営面と労働面の相談にワンストップで対応する無料の相談窓口を設置しています。

名 称	電 話 番 号
埼玉県最低賃金総合相談支援センター	048-641-3613
秩父最低賃金相談支援コーナー	0494-25-0088

■ 最低賃金の減額の特例許可を受けようとする使用者は、「最低賃金の減額の特例許可申請書(所定様式)」を2通作成し、労働基準監督署を経由して埼玉労働局長に提出して下さい。家内労働法を守りましょう！

■ 家内労働を委託する場合の最低工賃は、事業の種類・作業ごとに決められています。最低工賃については、委託者団体、広報機関等を通じて周知に努めます。また、家内労働者への工賃支払や家内労働手帳の交付の徹底など、家内労働法の履行確保に努めます。

事業の種類	作業等
電気機械器具製造業	リード線、トランス、印刷回路基盤等の穴通し、はんだ付け等の作業
足袋製造業	並級の4枚こはぜの婦人用足袋の縫い、仕上げ等の作業
縫製業	まつり、カギホック付け、ボタン付け等の作業
紙加工品製造業	組立箱の組立、サックはり箱の折曲、のり付けの作業
革靴製造業	紳士靴及び婦人靴の製甲及び底付けの作業

## 労働災害防止のために

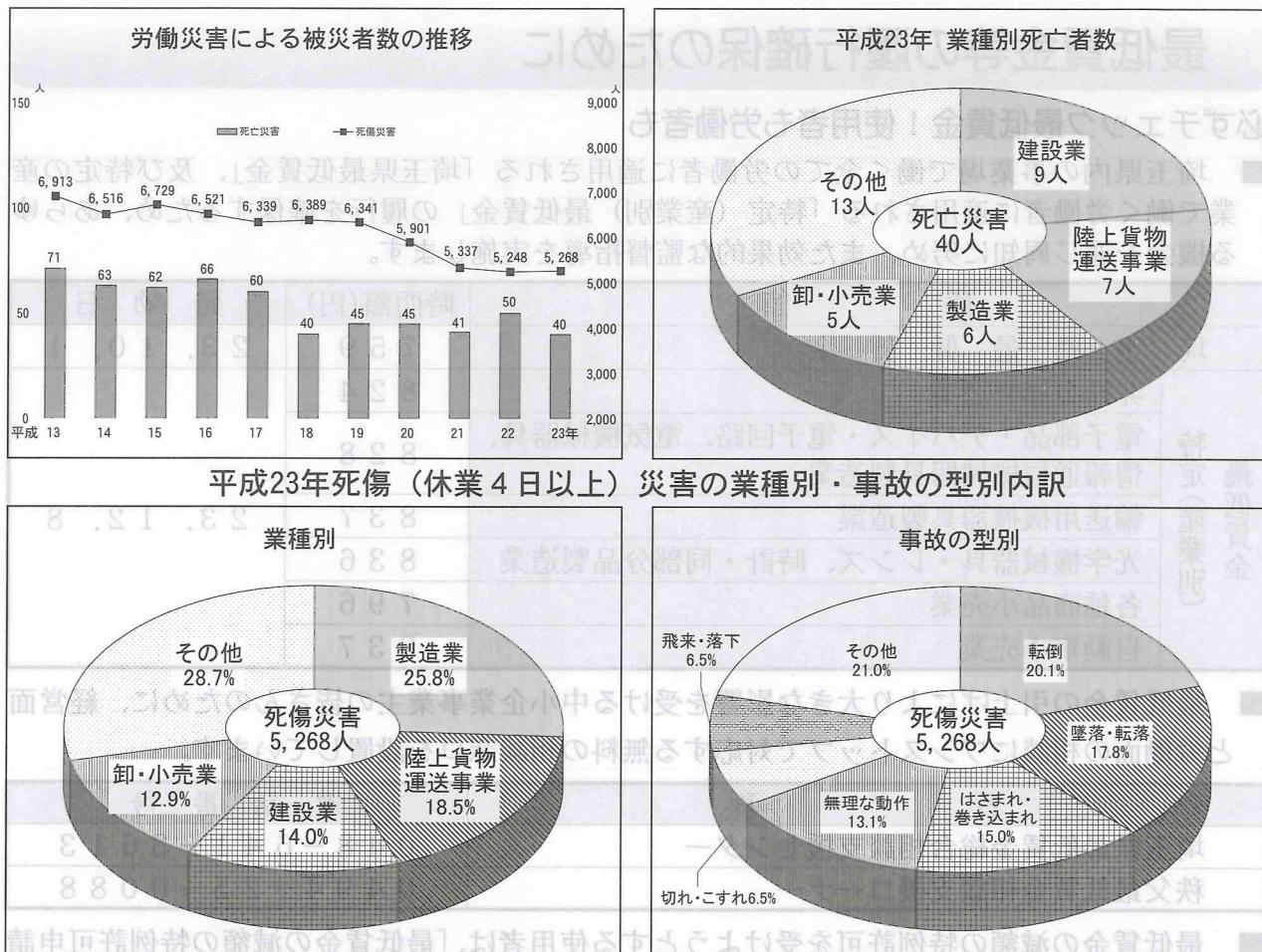
### 「災害ゼロからリスクゼロ」を目指して

#### 埼玉第11次労働災害防止計画の目標実現

■ 労働災害の減少を図るため、平成20年度に策定した埼玉第11次労働災害防止計画（平成20～24年度迄の5ヶ年計画）に基づき、計画の最終年である平成24年において、

- ① 死亡災害については、平成19年と比較して20%以上減少させること
- ② 休業4日以上の災害については、平成19年と比較して15%以上減少させること
- ③ 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断の有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少させること

を目標に設定し、労働者の安全と健康確保対策を進めることとしています。



注1) 死傷者数は、平成18年までは労災保険給付データ、平成19年からは労働者死傷病報告のデータにより集計したものである。

注2) 平成23年の死傷（休業4日以上）災害は、平成24年2月末現在での未確定数値である。

注3) 平成23年の死亡災害は、平成24年3月12日現在での速報値である。

## リスクアセスメントの促進

- 平成24年度においては、労働災害が増加傾向にある陸上貨物運送事業や小売業に対する指導を重点に行うとともに、機械災害や墜落・転落等の災害防止対策を一層推進します。
- また、リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの普及促進など、事業場の自主的安全衛生活動の取組を促進します。

### リスクアセスメントの実施について

- 事業主は、職場における労働災害発生の芽(リスク)を事前に摘み取るため、設備、原材料等や作業行動等に起因する危険性・有害性等の調査(リスクアセスメント)を行い、その結果に基づき必要な措置を実施するよう努めなければなりません。(労働安全衛生法第28条の2)
- 厚生労働省では、危険性・有害性等の調査及び必要な措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を公表しています。(埼玉労働局ホームページから厚生労働省の該当ページにリンクできます。)

## 快適職場と健康確保のために

### 心身とも健康で働く職場に向けて

#### 過重労働による健康障害防止対策・メンタルヘルス対策

- 働く人の健康確保のため、過重労働による健康障害防止対策及び職場におけるメンタルヘルス対策を推進します。
- 長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導制度の周知徹底を図ります。

### 長時間労働者への医師による面接指導とは

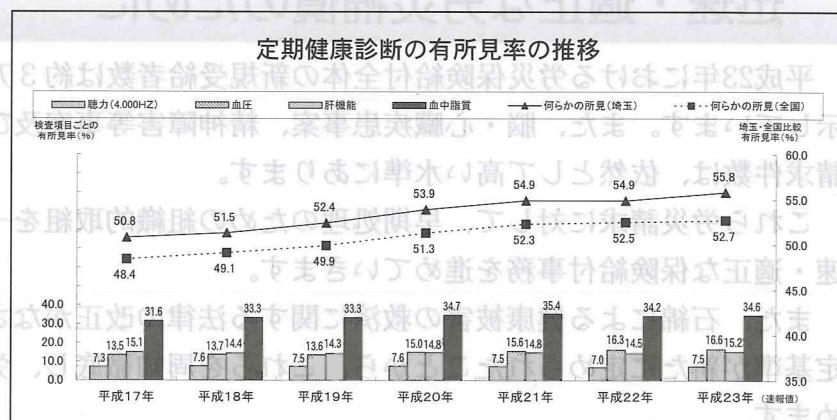
- 事業者は、労働者の週40時間を超える労働が1月当たり100時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められるときは、労働者の申出を受けて、医師による面接指導を行わなければなりません。
- 事業者は、次の①又は②に該当する労働者にも、面接指導を実施する、又は面接指導に準ずる措置を講じるよう努めなければなりません。
  - ① 長時間の労働（週40時間を超える労働が1月当たり80時間を超えた場合等）により疲労の蓄積が認められ、又は健康上の不安を有している労働者（申出を受けて実施）
  - ② 事業場で定める基準に該当する労働者
- 面接指導の事務に従事した者には、その実施に関して守秘義務が課せられます。
- ※ 労働者本人による自己診断のための「労働者の疲労蓄積度チェックリスト」を埼玉労働局ホームページに掲載していますので、ご活用ください。

■ 厚生労働省では、事業場において労働者の心の健康の保持増進のための措置が適切かつ有効に実施されるよう「メンタルヘルスケア指針」（平成18年3月策定）を公表しています。（メンタルヘルス対策に関する情報は、厚生労働省や埼玉労働局のホームページの「こころの耳」に掲載されていますので、ご活用ください。）

### 健康確保対策

#### 定期健康診断の実施結果

によると、何らかの所見を有する者の割合（有所見率）は年々増加しており、過半数を超えてます。また、定期健康診断の結果異常所見があると診断された場合は、事業者は医師等から意見を聴くなど事後措置の検討なども必要となります。



注1) 平成23年(速報値)は、平成24年1月11日現在のものである。

### 埼玉産業保健推進センター及び地域産業保健センターの活用促進対策

- 埼玉産業保健推進センターでは「メンタルヘルス対策支援センター」を設置し、事業場のメンタルヘルス対策及び、事業場における産業保健スタッフ（産業医・衛生管理者等）の産業保健活動を活性化するためのアドバイスなどを行っており活用の促進をしています。
- 県内の各地の地域産業保健センターにおいては、規模50人未満の小規模事業場に対して長時間労働者に対する面接指導やメンタルヘルスについての「健康相談」及び、健康診断実施後の医師からの意見聴取や脳心臓疾患のリスクが高いとされた労働者への「保健指導」などの支援を無料（2回目は有料になる場合があります）で行っており活用の促進をしています。

### 除染等業務による放射線障害防止対策

- 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則が本年1月1日から施行され、県内では、三郷市及び吉川市の全域が汚染状況重点調査地域に指定されましたので、埼玉県並びに三郷市及び吉川市と連携して請負業者（元方事業者）に対して除染等業務による放射線障害防止対策を推進します。

## アスベスト・粉じん等による健康障害防止対策

■ アスベスト健康障害対策については以下の対策を中心に推進します。

- 石綿使用建築物等の解体時等におけるばく露防止対策の徹底
- アスベスト製品の製造等全面禁止の徹底
- 石綿健康診断の実施等による健康管理対策及び健康管理手帳制度の周知

■ 粉じん障害防止の総合対策に基づきじん肺の予防対策を推進するとともに、熱中症の防止、炭酸素欠乏症等の防止対策を推進します。



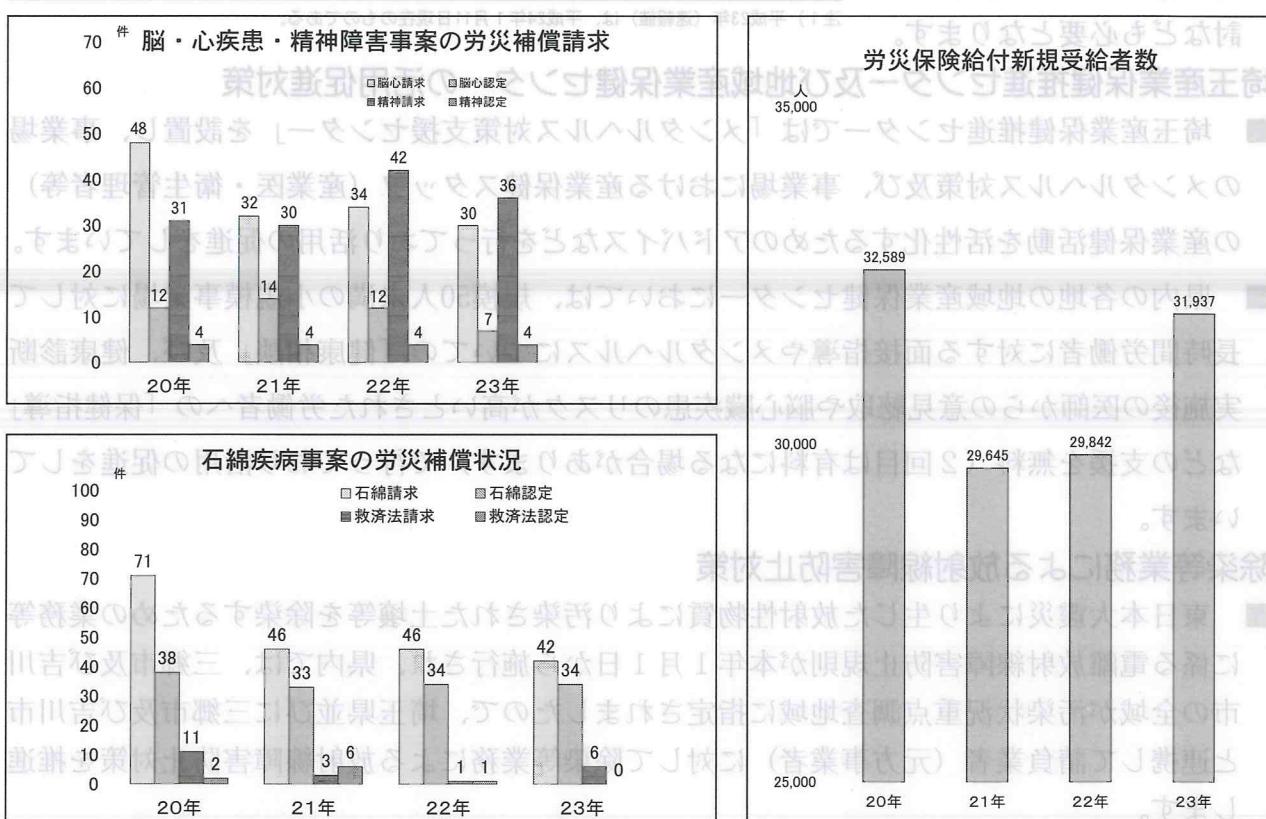
注1) 平成23年の値は、平成23年12月31日現在のものである。

## 迅速・適正な労災補償のために

平成23年における労災保険給付全体の新規受給者数は約3万人と、全国的にも高い数値を示しています。また、脳・心臓疾患事案、精神障害等事案及び石綿関連疾患事案に係る労災請求件数は、依然として高い水準にあります。

これら労災請求に対して、早期処理のための組織的取組を一層推進すること等により、迅速・適正な保険給付事務を進めています。

また、石綿による健康被害の救済に関する法律の改正がなされたことや精神障害に係る認定基準が新たに定められたことから、これらを周知徹底し、労災補償制度等の請求勧奨に努めます。



# 埼玉労働局人事異動

(官)平成24年4月1日付

(官)は旧官職

**<総務部総務課>** (災害署) 田林  
課長補佐(総務) 宮門專全 (災害署)  
(塩野七重) (監督課地方労働基準監察官)

## <総務部企画室>

室長

狩野 操 (さいたま署次長) 谷普  
労働紛争調整官

望月多佳子 (所沢署第二方面主任監督官)

## <総務部労働保険徴収課>

課長

中田 延雄 (さいたま署次長) 田頭  
課長補佐 (災害署) 八真 暉回  
増田 政夫 (総務省) 年金記録確認第三者委員会

特別徴収専門官

岡村美智子 (労働保険徴収課) 地方徴収専門官  
石川 正美 (熊谷署労災保険給付調査官)

## <労働基準部>

部長 (所沢署) 幸忠 繁  
庭山 佳宏 (労働基準局監督課)  
副主任中央労働基準監督官

(官)第一方面主任監督官

## <労働基準部監督課>

監督課長 (所沢署) 田井 幸平

石田 直哉 (静岡労働局監督課長) 森  
地方労働基準監察監督官 (災害) 豊 崇  
大鷲 亨 (監督課特別司法監督官)

特別司法監督官  
茂野 和信 (川口署) (災害) 第一方面主任監督官

**<労働基準部賃金室>** (官)平成24年5月1日発行

地方賃金指導官 (災害署) 古川 伸憲 平井

岡本 義和 (さいたま署業務課長) (災害)

(官) (災害署) 須一真 分

**<労働基準部健康安全課>** (官) (災害)

課長 (官) (災害) 志願 恵五

森田 富久 (春日部署長) (災害) 田平

(署) (災害) 田平

## <労働基準部労災補償課>

労災管理調整官 (官) (災害) (災害)

嶋田 淳 (労働保険徴収課長補佐) 小  
労働者災害補償保険審査官

内田 栄一 (春日部署次長) (災害) (災害)

労働者災害補償保険審査官 (川) 中田

北條 力 (賃金室地方賃金指導官) (災害)

地方労災補償監察官 (官) (災害)

中島 俊弘 (労災補償課) (官) (災害)

(官) (災害) (官) (災害)

地方労災補償訟務官 (官) (災害)

(官) (災害) (官) (災害)

地方職業病認定調査官 (官) (災害)

大竹 桂子 (労災補償課) (官) (災害)

(官) (災害) (官) (災害)

地方職業病認定調査官 (官) (災害)

廣澤 賢 (さいたま署労災第二課長) (官)

(官) (災害) (官) (災害)

<さいたま署> (官) (災害)

次長 (官) (災害)

永堀 昌一 (総務課人事計画官) (官)

次長 (官) (災害)

服部 宣伸 (労災補償課労働者) (官)

災害補償保険審査官 (官)

業務課長 (官) (災害)

齊藤 孝二 (春日部署業務課長) (官)

第二方面主任監督官 (官) (官) (官)

松永 浩司 (さいたま署) (官)

第三方面主任監督官 (官)

第三方面主任監督官 (官) (官)

朝長亮一郎 (熊谷署監督課長) (官) (官)

(官) (官) (官)

第五方面主任監督官 <室金賃賃基憲代>  
 光平 憲史 (川口署労災課) 田中 明子 (川口署労災課)  
 労災第二課長 (業署走式りち) 味養 本圖  
 代 真一郎 (所沢署業務課長)  
 労災第二課労働保険適用指導官・労災保険給付調査官併任>  
 江原 政志 (労働保険徴収課) 須 穂  
 労災第一課労災認定調査官 (春) 八富 田森  
 平田 和広 (さいたま署)

<春労災保険給付調査官>  
 労災第一課労災保険給付調査官 (越署) 田中 明子 (川口署)  
 小津 昌子 (労働保険徴収課) 田中 明子 (川口署)  
 官查審査課徴収第一係長 (越署) 田中 明子 (川口署)  
 地方産業安全専門官 (署賃日春) 一栄 田内  
 田中 康弘 (川越署地方産業安全専門官) (署賃日春)  
 (官事金賃式典室金賃) 大 藤 博

<川口署> 官察證賃給災害式典  
 業務課長 須 穂 (賃給災害) 田中 明子 (川口署)  
 (鈴木 健誠) (春日部署労災第二課長)  
 第一方面主任監督官 官賃給災害式典  
 小暮 健一 (川越署第一方面主任監督官)  
 第三方面主任監督官 官賃給災害式典  
 泉 義徳 (さいたま署) 今井 大  
 (官賃給災害) 第五方面主任監督官  
 労災課長 官賃給災害式典  
 岡本 明子 (川越署労災課長) 田中 明子 (川越署)  
 労災認定調査官  
 武藤千栄子 (総務部会計第二係長) (越署)

<熊谷署> 官賃給事人賃給  
 監督課長 一昌 鹿児  
 生木谷忠司 (企画室労働紛争調整官) (越署)  
 労災認定調査官 (越署)  
 金田 清子 (総務課会計第一係長) (越署)  
 労災保険給付調査官 (署賃日春) 二季 薮賀  
 新井 賢司 (秩父署庶務係長) (越署)

<川越署> 生面式三葉  
 第一方面主任監督官 官賃給生面式三葉  
 川又 裕子 (さいたま署) 朝一 岩見  
 第二方面主任監督官

労災課長 田村 元信 (労災補償課)  
 (日) 田村 元信 (越署) 地方職業病認定調査官  
 労災認定調査官  
 村田 明広 (川越署労災保険給付調査官)>  
 地方産業安全専門官 (越署) 田中 明子 (川口署)  
 (沼田 裕介) (所沢署地方産業安全専門官)

<春日部署> 官賃給基憲  
 署長 田中 明子 (総務課長) (越署) 田中 明子 (川口署)  
 菅谷 賢一 (総務課長) (越署) 田中 明子 (川口署)  
 次長 (矢島 誠) (総務課長補佐) (会計 2) (越署)  
 業務課長 飯田 正幸 (労働保険徴収課) (越署)  
 特別徴収専門官 (越署)

労災第二課長 田中 明子 (川口署)  
 阿部 真久 (春日部署労災認定調査官) (越署)  
 労災第一課労災認定調査官 (越署) 田中 明子 (川口署)  
 (佐野 勝彦) (春日部署) (越署)  
 労災保険給付調査官 (越署)

<所沢署> 須 穂 (賃給災害) 田中 明子 (川口署)  
 業務課長 田中 明子 (川口署)  
 小津 昌子 (行田署労災課長) (越署)  
 第二方面主任監督官 (署賃谷瀬) 美玉 川口  
 片山 健治 (行田署監督・安衛課)  
 地方産業安全専門官 佐藤 忠幸 (健康安全課健康安全主任) (越署)

佐藤 忠幸 (健康安全課健康安全主任) (越署)  
 (官賃給基憲) 田中 明子 (川口署)  
 <行田署> (賃給中央主生幅)  
 労災課長 田中 明子 (川口署)  
 工藤 浩一 (さいたま署労災認定調査官)

<黒崎賃給基憲>  
 ●平成24年3月31日付け退職 田中 明子 (川口署)  
 森田謙太郎 (総務部労働保険徴収課長) (越署)  
 根岸 豊 (労災補償課) (越署)  
 (官賃給基憲) 労働者災害補償保険 (越署)  
 審査官(主任) (越署)  
 萩原ミドリ (労災補償課) (越署)  
 (官賃給基憲) 地方労災補償監察官 (越署)

## 職場における熱中症予防対策の徹底について

平成23年の熱中症による死亡災害は、平成22年の4人から2人（平成24年3月13日時点）と東日本大震災による節電などの影響で増加を危惧しておりましたが、皆様のご尽力により猛暑にもかかわらず県内の死亡災害を減少することができました。

本年におかれましても猛暑が到来する少し前、身体が暑さに順応していない時期から熱中症予防対策を講じていただきたいことをお願いいたします。

### 1 職場における熱中症の予防について

#### (1) 作業環境管理

- 作業場所の冷房等によるWBGT値（暑さ指数）の低減、休憩場所の整備等を図ること。

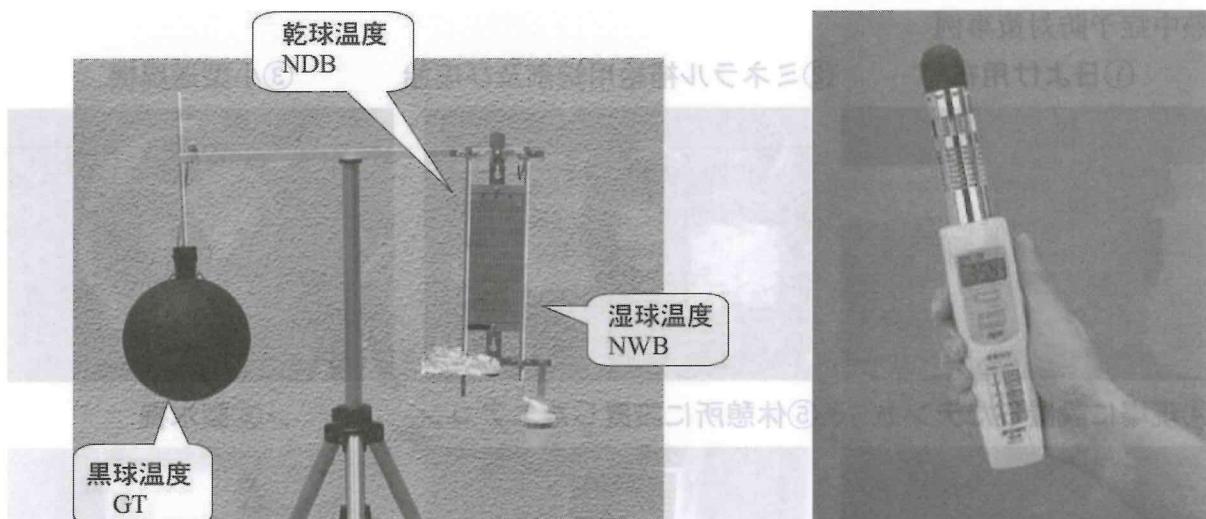
※WBGT値とは暑熱環境による熱ストレスの評価を行う暑さ指数で、式①又は②により算出できます。

- 屋内の場合及び屋外で太陽照射のない場合

$$\text{WBGT値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.3 \times \text{黒球温度} \quad \cdots \text{式①}$$

- 屋外で太陽照射のある場合

$$\text{WBGT値} = 0.7 \times \text{自然湿球温度} + 0.2 \times \text{黒球温度} + 0.1 \times \text{乾球温度} \quad \cdots \text{式②}$$



WBGT測定装置 (左) 基本型 (右) ハンディータイプ

#### (2) 作業管理

- 休憩時間等を確保すること、身体作業強度が高い作業を避けることなどの対策に努めること。
- 熱への順化の有無が熱中症の発生リスクに大きく影響することから、計画的に、熱への順化期間（熱に慣れ、その環境に適応する期間）を設けることが望ましいこと。
- 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の作業前後及び作業中の定期的な摂取の徹底を図ること。このため、摂取を確認する表の作成・巡視などを行うこと。
- 透湿性及び通気性の良い服装等を着用させること。また、クールジャケット等これらの機能を持つ身体を冷却する服の着用も望ましいこと。
- 直射日光下では通気性のよい帽子やクールヘルメット等を着用させること。

### (3) 健康管理

- 糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等は熱中症の発症に影響を与えるおそれのあることから、健康診断の実施、異常所見に対する医師等の意見の聴取、当該意見を勘案した就業場所の変更等の適切な措置の徹底を図ること。
- 上記疾患治療中の労働者については、産業医、主治医等の意見を勘案して、必要に応じて、就業場所の変更、作業の転換等の適切な措置を講ずること。
- 労働者に対して、上記疾患治療中の場合は熱中症予防のため対応が必要であることを教示するとともに、対応が必要と判断した場合などには申し出るよう指導すること。
- 睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることから、日常の健康管理の指導、必要に応じ健康相談を行うこと。
- 作業開始前、作業中の巡視による労働者の健康状態の確認等を行うこと。

### (4) 労働衛生教育

- 作業管理者、労働者へ教育を行うこと。

### (5) 救急処置

- 緊急連絡網の作成及び周知、熱中症を疑わせる症状が現れた場合は必要に応じて救急隊の要請等を行うこと。

## 2 熱中症予防対策事例

①日よけ用布



②ミネラル補給用錠剤及び塩飴



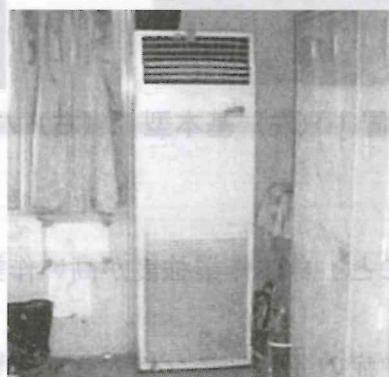
③小型送風機



④現場に設置したテント



⑤休憩所に設置したエアコン



⑥製氷機



## 3 事前の予測(気象条件から推測された熱中症発症予測を活用する)

- 日本気象協会熱中症予防情報ホームページ

- 環境省熱中症予防情報ホームページ

# 賃金相談のご案内

## 埼玉労働局労働基準部賃金室

賃金相談員が企業の担当者の方などの、賃金制度・退職金制度の整備・改善に関する相談に無料で応じております。

賃金相談員は、非常勤の国家公務員として守秘義務を負っており、相談に関する秘密は守られます。お気軽にご利用下さい。

相談できる内容について	希望日時	相談員	相談日
賃金制度・退職金制度の整備・改善に関することなら何でも結構です。	平日・土曜日	星野一葉	毎週火曜日
例えば、	平日・土曜日	星野一葉	毎週火曜日
基本給や諸手当の決め方	平日	星野一葉	毎週火曜日
賃金・賞与・退職金制度の決め方	平日	星野一葉	毎週火曜日
初任給や昇給の決め方	平日	星野一葉	毎週火曜日
適格年金制度からの移行問題について	平日	星野一葉	毎週火曜日

### ○相談員及び相談日について

埼玉労働局賃金相談員は、社会保険労務士の鈴木龍彦氏です。	相談日は、原則として毎月第2、第4水曜日となっております。
相談は埼玉労働局庁内で行います。	相談は埼玉労働局庁内で行います。
時刻は、午前9時から午後4時まで(12時から1時までは休憩)です。	時刻は、午前9時から午後4時まで(12時から1時までは休憩)です。

### ○相談の申し込みについて

「賃金相談申込書」に相談内容と希望日時をご記入の上、下記連絡先あてファックスして下さい。

相談は申し込み順にお受けします。

#### 連絡先

さいたま市中央区新都心11-2  
ランド・アクシス・タワー15階

埼玉労働局労働基準部賃金室

電話番号 048-600-6205

FAX番号 048-600-6225

# 内 容 ① 賃 金 貢

室賃賃給基準法同様の手続

## 賃金相談申込書

お問い合わせ・苦情・訴訟の対象となる場合の賃金相談申込書

下記のとおり、賃金相談を申し込みます。

お問い合わせ・苦情・訴訟の対象となる場合の賃金相談申込書

平成 年 月 日

相談希望日時	第1希望 月 日 ( ) 午前・午後 時頃 第2希望 月 日 ( ) 午前・午後 時頃
相談者職氏名	職名 氏名 電話 FAX
事業場名	
所在地	
事業の内容	
労働者数 (企業全体)	正社員 人、パート・アルバイト会員 人、派遣社員 人、その他 人、計 人
労働組合	有・無
相談の内容(準備の都合上、なるべく詳しく記入してください。)	
<input type="checkbox"/> 1. お問い合わせの内容 <input type="checkbox"/> 2. 労働条件の変更 <input type="checkbox"/> 3. 労働時間の変更 <input type="checkbox"/> 4. 賃金の変更 <input type="checkbox"/> 5. 其他	
提出者印	
提出者印	

室賃賃給基準法同様の手続

FAX番号 048-600-6235

FAX番号 048-600-6209

## (II) 業務改善助成金(※)のご案内

### 埼玉労働局労働基準部賃金室

厚生労働省では最低賃金の大幅な引上げが必要な地域（下記の33県）の賃金水準の底上げを支援するために、業務改善助成金を支給しています。

埼玉県は対象地域ではありませんが、本社が埼玉県にあっても、対象地域内に事業所がある企業については、当該対象地域内の事業所は助成対象となります。

まずは埼玉労働局賃金室（TEL 048-600-6205）までお問い合わせください。

また、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）に詳しい内容が掲載されていますので、こちらもご覧になってください。  
（※正式名称は「中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金」です。）

#### 【業務改善助成金の概要】

**ア 対象地域** 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

**イ 支給要件** ①賃金引上げ計画の策定（事業場内で最も低い時間給を4年内に800円以上に引上げ）

②1年当たりの賃金引上げ額は40円以上（就業規則等に規定）

③引上げ後の賃金支払実績

④業務改善の内容及び就業規則に対する労働者からの意見聴取

⑤賃金引上げに資する業務改善を行い費用を支払うこと

**ウ 支給額** ⑤の経費の2分の1（下限5万円、上限100万円）

**エ 支給回数** 賃金引上計画期間中に支給要件を満たした年度に1回支給

**オ 申請先** 申請事業所の所在地を管轄する33県労働局

1-1-1 国本市請会 1-1-2 木並市請会 1-1-3 営業請会 1-1-4 田代市請会 1-1-5 宮土市請会	請会工商請会 請会 請会 請会 請会	00:00~16:30 00:00~16:00 00:00~16:00 00:00~16:00 00:00~16:00	(木)日曜日 (金)日曜日 (火)日曜日 (木)日曜日 (金)日曜日
1-1-6 南市請会 1-1-7 谷越南市請会 1-1-8 南市請会 1-1-9 南市請会 1-1-10 大里市請会	請会 請会 請会 請会 請会	00:00~16:30 00:00~16:30 00:00~16:00 00:00~16:00 00:00~16:00	(木)日曜日 (木)日曜日 (火)日曜日 (木)日曜日 (火)日曜日
1-1-11 稲城市請会 1-1-12 朝霞市請会 1-1-13 八潮市請会 1-1-14 三郷市請会 1-1-15 葛飾区請会	請会 請会 請会 請会 請会	00:00~16:30 00:00~16:30 00:00~16:00 00:00~16:00 00:00~16:00	(木)日曜日 (木)日曜日 (火)日曜日 (木)日曜日 (火)日曜日
1-1-16 朝霞市請会 1-1-17 三郷市請会 1-1-18 葛飾区請会 1-1-19 あきる野市請会 1-1-20 あきる野市請会	請会 請会 請会 請会 請会	00:00~16:30 00:00~16:30 00:00~16:00 00:00~16:00 00:00~16:00	(木)日曜日 (木)日曜日 (火)日曜日 (木)日曜日 (火)日曜日
1-1-21 あきる野市請会 1-1-22 あきる野市請会 1-1-23 あきる野市請会 1-1-24 あきる野市請会 1-1-25 あきる野市請会	請会 請会 請会 請会 請会	00:00~16:30 00:00~16:30 00:00~16:00 00:00~16:00 00:00~16:00	(木)日曜日 (木)日曜日 (火)日曜日 (木)日曜日 (火)日曜日

## 埼玉労働局からのお知らせ(11)

**年度更新の手続等についてのお問い合わせはコールセンターへ**

※電話番号は、**0120-995-986**です。

(受付時間) 月～金曜日：9時～17時まで（土日・祝祭日を除く。）

- ・年度更新の説明会は今年度実施いたしません。
- ・口座振替を申し込んでいる場合は、金融機関の窓口では年度更申告書受理できませんのでご留意ください。
- ・郵送の場合は、事業主控を同封し、受理印押印後返送を希望される場合は、お手数ですが、返信用封筒を同封のうえ送付してください。

【労働保険番号の所掌が「1」の申告書】(赤色と黒色の申告書)の集合受付の日程

◆ 集合受付の日程(土日を除く。) ◆

監督署	月 日	時 間	会 場	所 在 地
さいたま	7月3日(火)～ 7月10日(火)	9:30～16:00	さいたま労働基準監督署 14階 署会議室	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階
川 口	7月4日(水)～ 7月10日(火)	9:30～16:00	川口労働基準監督署 3階会議室	川口市川口2-10-2
熊 谷	7月5日(木)～ 7月10日(火)	9:30～16:00	熊谷労働基準監督署 1階会議室	熊谷市別府5-95
川 越	7月5日(木)～ 7月10日(火)	9:30～16:00	川越労働基準監督署 4階共用第2会議室	川越市豊田本277-3 川越合同庁舎
春日部	7月5日(木)	10:00～15:30	草加商工会議所 第1会議室	草加市中央2-16-10
		9:30～16:00	春日部労働基準監督署 1階会議室	春日部市南3-10-13
	7月6日(金)	10:00～15:30	サンシティホール越谷 第1会議室	越谷市南越谷1-2876-1
	7月6日(金)	9:30～16:00	春日部労働基準監督署 1階会議室	春日部市南3-10-13
	7月9日(月)	10:00～15:30	三郷市商工会 第1会議室	三郷市花和田650-4
		9:30～16:00	春日部労働基準監督署 1階会議室	春日部市南3-10-13
	7月10日(火)	9:30～16:00	春日部労働基準監督署 1階会議室	春日部市南3-10-13
所 沢	7月3日(火)	13:30～15:00	飯能市東吾野公民館 第2学習室	飯能市虎秀14-5
	7月4日(水)	10:00～15:30	狭山市立勤労福祉センター 1階第1学習室	狭山市下広瀬801-1
	7月5日(木)	10:00～15:30	飯能商工会議所 3階ホール	飯能市本町1-7
	7月6日(金)～ 7月10日(火)	9:30～16:00	所沢労働基準監督署 会議室	所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎3階
行 田	7月6日(金)～ 7月10日(火)	9:30～16:00	行田労働基準監督署 1階会議室	行田市桜町2-6-14
秩 父	7月6日(金)～ 7月10日(火)	9:30～16:00	秩父労働基準監督署 1階会議室	秩父市上宮地町23-24

## ※集合受付について

## ※持参していただくもの

- 1 概算・確定保険料申告書
- 2 同封の平成23年度確定保険料算定基礎賃金集計表（平成23年4月分～平成24年3月分）
- 3 一括有期事業（林業・建設業）は、一括有期事業報告書等  
(上記集計表・報告書等は、独自にパソコン等で作成したものでも可能です)
- 4 事業主印（持ち出し可能の場合）

※集合受付に関する問い合わせは、管轄の労働基準監督署にお願いします。管轄の労働基準監督署以外の会場への問い合わせは、ご遠慮ください。なお、会場の都合上、自動車でのご来場はご遠慮ください。

※集合受付会場をご利用できない場合は、随時（6月1日から7月10日まで）、管轄の労働基準監督署、又は埼玉労働局で申告してください。

【労働保険番号の所掌が「3」の申告書】（赤色と藤色の申告書）の集合受付の日程  
下記の会場をご利用できない場合、随時、埼玉労働局で申告されますようご案内します。

◆ 集合受付の日程 受付時間 午前9:00～午後3:00 ◆

月 日	会 場 名	所 在 地
6月29日 (金)	川口公共職業安定所 2階会議室	川口市青木3-2-7
	所沢公共職業安定所 3階会議室	所沢市並木6-1-3 合同庁舎
	行田公共職業安定所 2階会議室	行田市長野943
7月2日 (月)	東松山公共職業安定所 1階会議室	東松山市上野本1088-4
	埼玉県消費生活支援センター 熊谷2階会議室	熊谷市箱田5-13-1
	越谷公共職業安定所 4階会議室	越谷市東越谷1-5-6
7月3日 (火)	本庄公共職業安定所 2階会議室	本庄市中央2-5-1
	ランド・アクシス・タワー 14階大会議室	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー
	飯能公共職業安定所 2階会議室	飯能市双柳94-15 合同庁舎
7月4日 (水)	ランド・アクシス・タワー 14階大会議室	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー
	春日部公共職業安定所 別館1階会議室	春日部市下大増新田61-3
	朝霞公共職業安定所 別館会議室	朝霞市三原1-3-1
7月5日 (木)	川越公共職業安定所 4階会議室	川越市豊田本277-3 合同庁舎
	秩父公共職業安定所 1階会議室	秩父市下影森1002-1
	草加公共職業安定所 別館会議室	草加市弁天4-10-7

☆申告書の記入方法、申告、納付などの相談は、労働保険徴収課で常時行っています。

※コールセンターの電話がつながりにくい場合は、埼玉労働局・各労働基準監督署にお問い合わせください。

お問い合わせ・郵送先

〒330-6016 さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15階

埼玉労働局総務部労働保険徴収課 ※駐車場有料

Tel 048-600-6203 Fax 048-600-6223

ホームページアドレス <http://saitama-rooudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

労働基準監督署

さいたま 048(600)4802	川 口 048(252)3804	熊 谷 048(533)3611
川 越 049(242)0893	春 日 部 048(735)5228	所 沢 04(2995)2586
行 田 048(556)4195	秩 父 0494(22)3725	

公共職業安定所

川口 048(251)2901	熊谷 048(522)5656	本庄 0495(22)2448	大宮 048(667)8609
川越 049(242)0197	東松山 0493(22)0240	浦和 048(832)2461	所沢 04(2992)8609
飯能 0429(74)2345	秩父 0494(22)3215	春日部 048(736)7611	行田 048(556)3151
草加 048(931)6111	朝霞 048(463)2233	越谷 048(969)8609	

## 全国安全週間説明会日程

協会名	月日	会 場	協会名	月日	会 場
浦 和	6/5	浦和コミュニティセンター		6/6	MMCスーパー・アロイ(株)
	6/7	朝霞市産業文化センター		6/11	鴻巣市文化センター
	6/8	志木市民会館		6/12	さいたま市産業振興会館
川 口	6/4	川口総合文化センター「リリア」	大 宮	6/12	伊奈町商工会館
春日部	6/11	久喜菖蒲工業団地管理センター		6/14	富士電機機器制御(株)
	6/12	春日部市商工振興センター		6/15	UDトラックス(株)社員クラブ
	6/15	草加市文化会館		6/20	北本市文化センター
所 沢	6/6	狭山市民会館	川 越	6/6	埼玉医科大学かわごえクリニック
行 田	6/7	ワーカーヒルズ羽生		6/7	東松山市紫雲閣
秩 父	6/6	横瀬町町民会館	熊 谷	6/11～13	各支部

### 厚生労働省1/30 3/15発表パワハラ予防対策への対応

### ツーコイン〔1,000円〕講習会のお知らせ

3月15日、厚生労働省は、かねてから、産業会の強い要望がありました

- ① パワーハラスメントの定義
- ② パワーハラスメントの類型とその説明
- ③ パワーハラスメントの予防対策の展開

受講料：当日ご持参

について、最終発表をしました。これによると、行政は、パワーハラスメント予防対策の周知啓蒙を行うこととされています。

連合会ではこれに対応し、大宮地区協会会員（労働判例に基づく研修資料作成専門会社）の協力を得て、下記により講習会を開催します。

このページをコピーし、ご希望の日時に○を付けて、FAX〔048-832-0351〕によりお申し込みください。

定員：50名 先着順 定員オーバー⇒電話連絡します

会社名：\_\_\_\_\_

受講者名：\_\_\_\_\_

所在地：〒\_\_\_\_\_

電 話：\_\_\_\_\_

F A X：\_\_\_\_\_

6月20日(水) 9:30～11:30 14:00～16:00

6月28日(木) 9:30～11:30 14:00～16:00

会場：さいたま市中央区新中里1-3-3 埼大通りメディカルビル2F  
3月号労働基準ニュース11ページ参照

実践

パワーハラスメントの防止

企業行動の目標

は

生産性の向上

みんなで学ぼう

パワーハラスメントの防止

A5判管理職テキスト32頁／

社員テキスト20頁です。

全社員共通の理解を進め、8件の

裁判例に学ぶ、実践的テキスト

2冊を提供します。

# ◆ 各種講習会・行事 ◆

講習の種類	開催月/日	開催場所	主・共催者	
技能講習等	特定化学物質 四アルキル鉛等作業主任者	5/9・10 8/21・22	埼大通りメディカルビル2階 行田市商工センター	連合会・浦和 連合会・行田
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	5/21・22・23	埼大通りメディカルビル2階	連合会・浦和
		6/25・26・27	埼大通りメディカルビル2階	連合会・浦和
		7/17・18・19	埼大通りメディカルビル2階	連合会
	有機溶剤作業主任者	6/4・5	埼大通りメディカルビル2階	連合会
		7/26・27	埼大通りメディカルビル2階	連合会・浦和
		8/9・10	狭山市立勤労福祉センター	連合会・所沢
	石綿作業主任者	5/29・30	埼大通りメディカルビル2階	連合会
	乾燥設備作業主任者	7/2・3	埼大通りメディカルビル2階	連合会
	フォークリフト運転技能講習	5/12・15・16・17	埼玉県トラック協会東部会館	春日部
		5/16・19・20・26	川口機械工業(協)・日本地工(株)	川口
		5/18・19・26・27	さくらめいと他	熊谷
		6/2・3・9・10	秩父公設市場	連合会・秩父
		6/8・9・16・17	さくらめいと他	熊谷
		6/9・10・16・17	アイチ研修センター	大宮
		6/9・10	ボッシュ(株)	川越
		6/14・16・17・23	川口機械工業(協)・日本地工(株)	川口
		6/16・17・23・24	未定	連合会・浦和
		7/3・7・8・14・15	行田市商工センター	行田
	安全衛生推進者養成講習	7/7・10・11・12	埼玉県トラック協会東部会館	春日部
		7/12・14・15・16	川口機械工業(協)・日本地工(株)	川口
		5/11・12・13	さくらめいと他	熊谷
		5/11・12・13	大林組東京機械工場	川越
		6/21・22・24	川口機械工業(協)・(株)山崎鉄工所	川口
衛生推進者養成講習	安全衛生推進者養成講習	6/27・27	さくらめいと	連合会・熊谷
		7/9・10	川越地区労働基準協会会議室	連合会・川越
		7/24・25	狭山市立勤労福祉センター	連合会・所沢
		7/30・31	さいたま市産業振興会館	連合会・大宮
		8/28・29	春日部市商工振興センター	連合会・春日部
	安全管理者選任時研修	6/11	埼大通りメディカルビル2階	連合会・浦和
		7/27	さいたま市産業振興会館	連合会・大宮
	安全管理者選任時研修	7/23	川口総合文化センター「リリア」11階	連合会・川口
		6/6・7	埼大通りメディカルビル2階	連合会・浦和
		7/12・13	埼大通りメディカルビル2階	連合会

平成二十四年五月一日発行  
隔月一回発行第二十六号

「労働基準ニュース」

編集兼発行者 蓿島 明

発行所 (社)埼玉労働基準協会連合会 (さいたま市中央区新中里一一三一三〇四八一八二二一三四六六五)

講習の種類		開催月/日	開催場所	主・共催者
特別教育	低圧電気取扱業務	5/16	皆野町文化会館	秩父
		6/7	春日部市商工振興センター	春日部
		7/中旬	未定	浦和
	自由研削といしの取替え等の業務	5/18	川越地区労働基準協会会議室	川越
		7/12	皆野町文化会館	秩父
	粉じん作業業務	5/23	さくらめいと	熊谷
その他教育・講習	動力プレス金型等調整業務	7/中・下旬	未定	浦和
	職長等監督者安全衛生教育	5/17・18	さいたま市産業振興会館	大宮
		5/24・25	川口機械工業(協)3階	川口
		5/24・25	川越地区労働基準協会会議室	川越
		6/12・13	皆野町文化会館	秩父
		6/19・20	行田市商工センター	行田
		6/20・21	春日部市商工振興センター	春日部
		6/21・22	さいたま産業文化センター	浦和
		6/24・25	春日部市商工振興センター	春日部
	新入者安全衛生教育	5/17	川口市民ホール・フレンディア	川口
ゼロ災リーダー研修	ゼロ災リーダー研修	5/18	埼大通りメディカルビル2階	連合会
	リスクアセスメント(RA) 社内リーダー養成講習会	5/25	埼大通りメディカルビル2階	連合会
	ゼロ災トレーナー研修	6/14・15	埼大通りメディカルビル2階	連合会
		8/7・8	行田市商工センター	連合会・行田
	労災発生事例及び対策等の講習会	7/4	ワークヒルズ羽生	行田
行事等	動力プレス業務教育	7/12	さくらめいと	熊谷
	危険予知訓練研修会	7/20	川越地区労働基準協会会議室	川越
	全国安全週間事業場巡視	7/2~6	各支部事業場	熊谷
	定期総会	5/22	プリムローズ有朋	浦和
		5/24	大宮ラフォーレ清水園	大宮
		5/24	ワークヒルズ羽生	行田
		5/25	春日部市商工振興センター	春日部
		5/25	農園ホテル	秩父
		5/28	川口総合文化センター(11階会議室)	川口
		6/20	ヘリティジ・リゾーツ飯能	所沢

☆各種講習会・行事についてのお申込み、問い合わせは各主催者へ

協会名	連合会	浦和	川口	大宮	熊谷
電話	048(822)3466	048(832)1161	048(258)3756	048(641)0003	048(525)1746
FAX	048(832)0351	048(832)1162	048(253)7620	048(641)0004	048(525)6506
協会名	川越	春日部	所沢	行田	秩父
電話	049(244)9422	048(736)8743	04(2922)8382	048(553)5300	0494(22)3020
FAX	049(242)0613	048(736)8791	04(2922)1727	048(553)5311	0494(22)3242